

薬生発1002第3号

平成27年10月2日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第354号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記



第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）を改正した。

2 改正の内容

次の4物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 2—(4—クロロ—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- ② 3, 4—ジクロロ—N—{[1—(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル} ベンズアミド及びその塩類

- ③ 2—(4—プロモ—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- ④ 2—(4—ヨード—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成27年10月2日）から起算して30日を経過した日（平成27年11月1日）から施行する。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

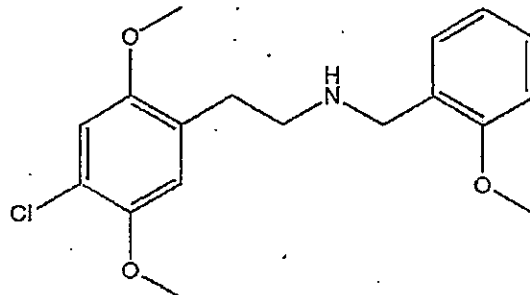
- 1 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 3 1及び2について、同法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- 4 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第3 物質の構造式等

- 1 化学名：2—(4—クロロ—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25C-NBOMe、2C-C-NBOMe

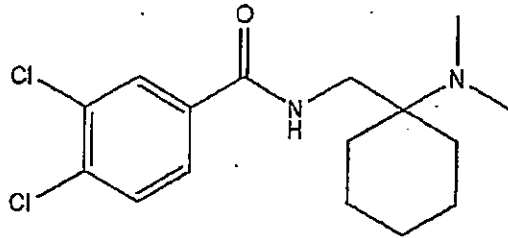
構造：



2 化学名：3,4-ジクロロ-N-[[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル]ベンズアミド

通称：AH-7921

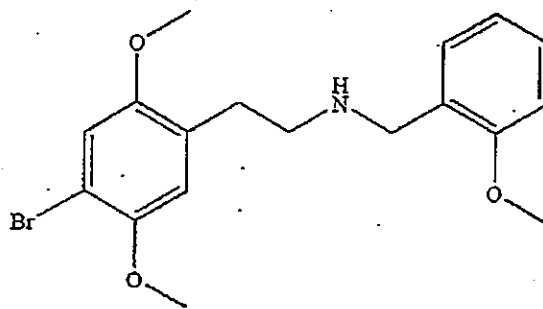
構造：



3 化学名：2-(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25B-NBOMe

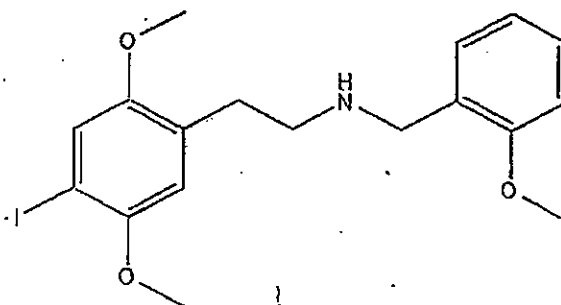
構造：



4 化学名：2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25I-NBOMe

構造：



第四条第一項中「関係府県知事は」の下に、「第二条の二の基本理念にのっとり、かつ」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の美観に及ぼしたるものとなるよう努め、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

第四条の二に次の一項を加える。

2 国は、地方公共団体による前項の措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

第十二条の七第一号中「砂浜」の下に、「干潟」を加える。

第十三条第一項中「第三条第一項」を「第二条の二第一項」に改める。

第十四条中「汚染」を「水質」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「汚泥」を「汚泥」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(漂流ごみ等の除去等)
 第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不棄物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中「赤潮」の下に「及び貧酸素水塊」を加え、「及びその」を「並びにそれらの」に改める。

第三章第四節中第十九条の次に次の二条を加える。

(生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等)
 第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産動植物の繁殖地の保護及び整備等)

第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動植物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章中第二十条の前に次の一条を加える。

(瀬戸内海の環境の調査)
 第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

環境大臣 望月 義夫
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令
 内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九十六号を第百号とし、第九十五号を第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九 二一(四)コード二・五(ジメトキシフェニル)ーNー(二)メトキシベンジル) エタ

ンアミン及びその塩類
 第一条中第九十四号を第九十七号とし、第六十七号から第九十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 二一(四)プロモ二・五(ジメトキシフェニル)ーNー(二)メトキシベンジル) エタ

ンアミン及びその塩類
 第一条中第六十五号を第六十七号とし、第二十二号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 三(四)シクロロ二(二)ー(ジメチルアミン)シクロヘキシル) メチル) ベンズアミ

ド及びその塩類
 第一条中第二十号を第二十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 二一(四)クロロ二・五(ジメトキシフェニル)ーNー(二)メトキシベンジル) エタン

アミン及びその塩類
 附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎